

川崎市子ども発達・相談センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）その他関係法令の規定に基づき、発達に心配のある児童及びその保護者に対し、身近な地域において早期かつ適切な相談支援及び初期的な発達支援を行うために設置する川崎市子ども発達・相談センター（通称「きつずサポート」。以下「センター」という。）の事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、発達に心配のある児童及びその保護者に対し、個別相談、行動観察等による状況把握及び評価を行い、児童の特性や発達段階に応じた支援方針文書を作成するとともに、所属や適切な支援機関等への円滑なつなぎを行うことにより、児童の健全な発達及び保護者の子育てを支援することを目的とする。

2 あわせて、センターは、地域療育センターと役割分担を行い、地域療育センターが障害者手帳の取得が見込まれるなど、より専門的な支援が必要な児童に重点的に対応できる体制の確保に協力し、地域療育センターと連携しながら、地域全体の障害児支援の充実を図る役割を担うものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童：児童福祉法第4条第1項に規定する児童をいう。
- (2) 保護者：児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。
- (3) 専門相談支援：発達に関する相談の受付、評価、支援方針の作成及び関係機関との調整等を行う支援をいう。
- (4) 初期的支援等：児童発達支援その他、短期間かつ初期段階において行う発達支援又は集団活動等をいう。
- (5) 支援方針文書：センターにおける専門相談支援業務において、次条の相談及び評価の結果を踏まえて作成する、支援方針や児童・障害福祉サービス等の利用等に関する提案を取りまとめた文書をいう。

(対象者)

第4条 センターの対象者は、発達に心配のある児童及びその保護者とする。（ただし、地域療育センターを利用している者を除く。）

(事業の位置づけ)

第5条 本事業は、発達に心配のある児童及びその保護者に対し、発達支援の初期段階における相談支援及び支援の方向性の整理を行う事業として実施するものとする。

2 本事業は、児童福祉法に基づく障害児通所支援その他の福祉サービスの円滑な利用につな

げるための前段階として位置づけるものとする。

(実施主体及び実施体制)

第6条 本事業は、川崎市が主体となって実施する。

2 川崎市は、本事業の円滑かつ効果的な実施を図るため、第8条第1項第2号及び第3号に規定する業務について、必要な専門性及び実施体制を有すると認められる法人その他の団体に委託することができる。

3 前項の規定により委託して実施する事業は、市が実施する専門相談支援と相互に連携し、児童及び保護者に対する支援が一体的に提供されるよう運営されるものとする。

(実施の基本方針)

第7条 センターは、次に掲げる基本方針に基づき、本事業を実施するものとする。

- (1) 児童及び保護者の意向を尊重し、常に利用者の立場に立って支援を行うこと。
- (2) 児童の最善の利益を考慮し、発達段階及び生活環境に応じた支援を行うこと。
- (3) 関係法令を遵守するとともに、公正かつ中立な立場で支援を行うこと。
- (4) 保育、教育、医療、福祉その他の関係機関と連携し、切れ目のない支援の提供に努めること。

(事業の構成)

第8条 本事業は、次に掲げる事業により構成する。

- (1) 専門相談支援事業
- (2) 初期的支援等実施事業
- (3) その他、児童の健全な発達及び保護者の子育てを支援するために必要な事業
(専門相談支援事業)

第9条 専門相談支援事業は、主に市職員により実施し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童及び保護者からの相談の受付及び来所相談の実施
- (2) 行動観察、聞き取り等による児童の状況把握及び評価
- (3) 関係職種による会議等において検討を行い、その結果に基づく支援方針文書の作成及び支援方針の決定
- (4) 保護者への支援方針文書の交付
- (5) 保育所、幼稚園、学校、医療機関、地域療育センター、障害児通所支援事業所、その他関係機関に対し、必要に応じて情報提供、助言、提案等の実施
- (6) 前各号に附帯する業務

2 前項に定めるもののほか、専門相談支援事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(初期的支援等実施事業)

第10条 初期的支援等実施事業は、専門相談支援事業と連携し、主として次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援の実施
- (2) 発達又は子育てに関する支援を目的とした事業の実施

- (3) 学齢期の児童を対象としたグループ活動等の実施
- (4) 保育所、幼稚園、学校、障害児通所支援事業所その他の機関への助言及び情報提供
- (5) 継続的な支援機関等への移行に向けた支援
- (6) その他、初期的な支援を行うために必要な業務

2 本事業の実施に当たっては、地域療育センターの役割を踏まえ、必要に応じて連携を図るものとする。

(守秘義務)

第11条 本事業に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なく、業務上知り得た児童、保護者その他関係者に関する秘密を漏らしてはならない。

(個人情報の取扱い)

第12条 本事業の実施に当たり取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令を遵守し、適正に管理しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月24日から施行する。